

都市計画道路整備事業の一般的なすすめ方

① 道路中心線の確認

都市計画決定された路線のルート中心線を確認します。

② 現地測量・地質調査

確認した中心線に基づき、ルート周辺の地形測量や地質調査を行い、土地の起伏や地盤の状況を把握します。

③ 予備設計

道路整備に必要な用地の範囲を明らかにするため、測量や調査の結果をもとに設計を行います。橋やトンネルなどが必要な場合は、整備箇所にあわせて形式を検討します。

④ 事業認可の取得

調査や設計などにより道路整備を行う範囲が明らかになった段階で、都市計画法に基づく事業着手の手続きを行います。

⑤ 詳細設計

予備設計の結果をもとに設計の精度を高め、工事に必要な資料を作成します。必要に応じて、現地測量や地質調査を再度行う場合があります。

⑥ 用地測量

土地境界を確認するための測量を行い、用地取得が必要な面積を確定します。

⑦ 用地取得

道路整備に必要な範囲にある土地や建物の所有者の方々に、土地の取得や家屋などの補償について個別にご相談し、合意を頂いたうえで用地を取得します。

⑧ 工事

ある程度まとまって用地を取得した箇所などから工事を行います。

⑨ 完成

多くの皆様のご理解とご協力により道路が完成します。

〈事業期間〉

概ね
7年
〜
20年
程度

- 事業の内容をご理解いただくため、適宜、説明会を開催するとともに、お知らせの配布やホームページを活用したわかりやすい情報発信に努めます。
- 上記のプロセスや期間は本市事業の実績をもとに一般的な考え方をお示したものであり、整備区間により異なる場合があります。
- 上記のプロセスと並行して環境影響評価や埋蔵文化財調査などを実施する場合があります。